

アクションプランの構成案について

I. 現状認識

- (1) 当該国におけるコールドチェーン物流サービスの現状と課題
- (2) 当該国における規格の普及に向けた動向

II. 取組

⇒「普及戦略」の方針に基づき、当該国における具体的な取組とその手順を示す

方針	取組
方針Ⅰ 荷主・消費者に対する周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 荷主・消費者団体に対してコールドチェーン物流の重要性を啓発するためのPR活動の実施 ✓ パイロットプロジェクトを通じた規格の効果のPR 等
方針Ⅱ 重点国政府等による積極的な関与の促進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 二国間政策対話を通じた物流担当省庁との情報交換、課題の把握、政策立案の支援等の実施 ✓ 標準化団体への日本式コールドチェーン物流サービス規格の必要性の訴求 等
方針Ⅲ 規格の認証体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認証機関を対象として、認証審査ガイドラインの内容及び認証の手法等の説明 等
方針Ⅳ 物流事業者による規格認証取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 二国間物流ワークショップ等を活用し、規格の必要性の説明や確保すべきコールドチェーンの品質に関する知見の共有、認証取得の呼びかけ 等

重点国政府機関、標準化団体、物流事業者、荷主等への調査を通じて内容を個別化・具体化